7.8.2.3.　排出物試験の手順

(a)　試験サイクル、排出ガスのサンプリング、データの記録及び測定値の積算は、同時に開始するものとする。

(b)　回転速度及びトルクは、試験サイクルの最初のモードに制御するものとする。

(c)　試験サイクルが終了しても、システムの応答時間が経過するまでは全てのシステムを作動させた状態とした上で、サンプリング（PMのサンプリングを除く。）を継続するものとする。その後、全てのサンプリング及び記録（バックグラウンドサンプルの記録を含む。）を停止し、最後に全ての積算装置を停止し、試験サイクルの終了を記録するものとする。

(d)　7.5.に基づき試験後の手順を実施するものとする。

7.8.2.4.　検証基準

試験サイクルは、7.8.3.3.及び7.8.3.5.に定める回帰分析を用いて検証するものとする。ディーゼル特殊自動車８モード法（RMC試験サイクルにより実施するものに限る。）の回帰直線の許容範囲は、表7.1に定める。

表7.1　ディーゼル特殊自動車８モード法（RMC試験サイクルにより実施するものに限る。）の回帰直線の許容範囲

	回転速度	トルク	出力
xに対するyの推定値の標準誤差（SEE）	定格回転速度の１％以下	最大エンジントルクの２％以下	最大エンジン出力の２％以下
回帰直線の傾き（a_1）	0.99から1.01	0.98から1.02	0.98から1.02
決定係数（r^2）	0.990以上	0.950以上	0.950以上
回帰直線のy切片（a_0）	定格回転速度の±１％以内	±20Nm又は最大トルクの２％のいずれか大きい方の値以内	±４kW又は最大出力％いずれか大きい方の値以内

ＮＲＴＣモード法で使用する試験台を使用せずにディーゼル特殊自動車８モード法（RMC試験サイクルにより実施するものに限る。）による試験を行う場合であって、秒単位の回転速度及びトルクが得られない場合にあっては、次の検証基準を用いるものとする。

(a)　各モードにおける回転速度及びトルクの許容範囲については、7.8.1.3.に規定するものとする。

(b)　モード間の直線的な移行における回転速度及びトルクの許容範囲については、回転速度にあっては定格回転速度の±２％以内、トルクにあっては定格回転速度における最大トルクの±５％以内とする。

別添四十一1.8・1・2・の表中「CO_2・非分散形赤外線」を「CO_2非分散形赤外線」に、「CO・NDIR」を「CO NDIR・CO_2」に改める。

別添四十一1.8・1・4・3・(1)中「表9.2」を「少なくとも表9.2」に改める。

別添四十一1.8・1・5・1・及び8・1・6・1・中「ＮＲＴＣモード試験に」を「ディーゼル特殊自動車８モード法（RMC試験サイクルにより実施するものに限る。）による試験又はＮＲＴＣモード法による試験において」に改め、「ディーゼル特殊自動車８モード試験に」を「ディーゼル特殊自動車８モード法（ディスクリート試験サイクルにより実施するものに限る。）による試験において」に改める。

別添四十一1.8・1・8・4・2・(1)(i)、8・1・8・4・3・(1)(i)及び8・1・8・4・4・(1)(i)中「$\bar{n}_{ref}$」を「$\bar{q}_{vref}$」に改める。

別添四十一1.8・1・8・7・1・中「および」を「及び」に改める。

別添四十一1.8・1・9・1・中「CO_2NDIR」を「CO_2 NDIR」に改め、同別添8・1・9・1・1・中「及び、」を「及び」に改め、同別添8・1・9・1・3・及び8・1・9・1・4・(a)中「CO_2NDIR」を「CO_2 NDIR」に改め、同別添8・1・9・1・4・(a)中「および」を「及び」に改める。

別添四十一1.8・1・9・2・、8・1・9・2・3・及び8・1・9・2・4・(a)中「CONDIR」を「CO NDIR」に改める。

別添四十一1.8・2・3・1・中「基準フィルタ」を「標準フィルタ」に改める。

別添四十一1.8・2・3・7・中「8.1.12.1.」を「8.1.12.2.」に改める。

別添四十一1.9・2・1・(b)(i)中「3.1.23.」を「3.1.22.」に改める。

別添四十一1.9・2・3・3・中「ＮＲＴＣモード試験サイクル及びディーゼル特殊自動車８モード試験」を「ディーゼル特殊自動車８モード法及びＮＲＴＣモード法」に改める。

別添四十一1.9・3・2・4・の表9・1中「Tedlar（注２）、Kynar（注２）、Teflon（注３）」を「ポリフッ化ビニル樹脂（ＰＶＦ）：（例）Tedlar™（注２）、ポリフッ化ビニリデン樹脂：（例）Kynar™（注２）、ポリテトラフルオロエチレン：（例）Teflon™」に、「Teflon（注４）」を「ポリテトラフルオロエチレン（注４）」に改める。

別添四十一1.9・4・2・中「ディーゼル特殊自動車８モード試験」を「ディーゼル特殊自動車８モード法（ディスクリート試験サイクルにより実施するものに限る。）」に、同別添9・4・2・の表9・2中

「

7.8.2.	ＲＭＣ試験サイクルでの基準並びにフィードバックの回転速度及びトルク	1Hz	1Hz

」を

「

7.8.3.	ＮＲＴＣモード法の試験サイクルでの基準並びにフィードバックの回転速度及びトルク	5Hz	1Hz平均値
7.8.2.	ＲＭＣ試験サイクルでの基準並びにフィードバックの回転速度及びトルク	1Hz	1Hz

」に、

「

7.6.、8.2.1	希釈空気流量（流動的に制御されている場合）	5Hz	1Hz平均値
7.6.、8.2.1	熱交換機付きＣＶＳからのサンプル流量	1Hz	1Hz

」を

「

7.6.、8.2.1.	希釈空気流量（流動的に制御されている場合）	5Hz	1Hz平均値
7.6.、8.2.1.	熱交換機付きＣＶＳからのサンプル流量	1Hz	1Hz

」に改める。

別添四十一1.9・4・4・1・2・中「必要に応じて、」の下に「適切な技術的判断に基づき、」を加える。

別添四十一1.9・4・5・3・1・中「熱力学的、液体」を「熱力学的変化、流体的変化」に改める。

別添四十一1.9・4・10・中「Zr O_2」を「ZrO_2」に改める。

別添四十一1.別添1の1・中「ディーゼル特殊自動車８モード法」及び「８つのモード」を「ディスクリート試験サイクル」に、「アイドリング」を「アイドル」に改め、同別添の2・中「ＮＲＴＣモード法」の下に「の試験サイクル」を加え、「ＮＲＴＣモード」を「ＮＲＴＣモード法の試験サイクル」に改め、同別添の2・を同別添の3・とし、同別添の1・の次に次を加える。